

事業紹介・事業報告

放置自動二輪車対策について



石黒 聡
調査第三部
主任研究員

1. はじめに

近年、大型スクーター等の自動二輪車が駅周辺や中心市街地の路上に放置され、交通渋滞の原因や歩行者の通行の妨げになっているほか、都市景観や治安の悪化の一因になるなど、安全・安心のまちづくりの阻害要因となっています。このため、自動二輪車の駐車場整備促進とその適正な管理運営が行えるよう、駐車場法の対象車両に自動二輪車を加えることとした駐車場法の改正が平成18年5月に行われました。

四輪車を対象としていた駐車場法に自動二輪を加えたことにより、四輪車とは異なるその構造、走行性、駐車特性などから自動二輪車駐車場整備において、法令上新たに定めるべき事項が生じてきます。

そこで今回の業務報告では、駐車場法の改正及び駐車場法第11条の規定に基づく施行令に定める路外駐車場の構造及び設備の技術基準の改正について報告します。

2. 駐車場法の一部改正

(1) 駐車場法の経緯

駐車場法は、モータリゼーション到来時期である、昭和30年代に自動車保有台数、自動車交通量の増加に伴う路上駐車場の問題が起こり路上駐車を規制するとともに、駐



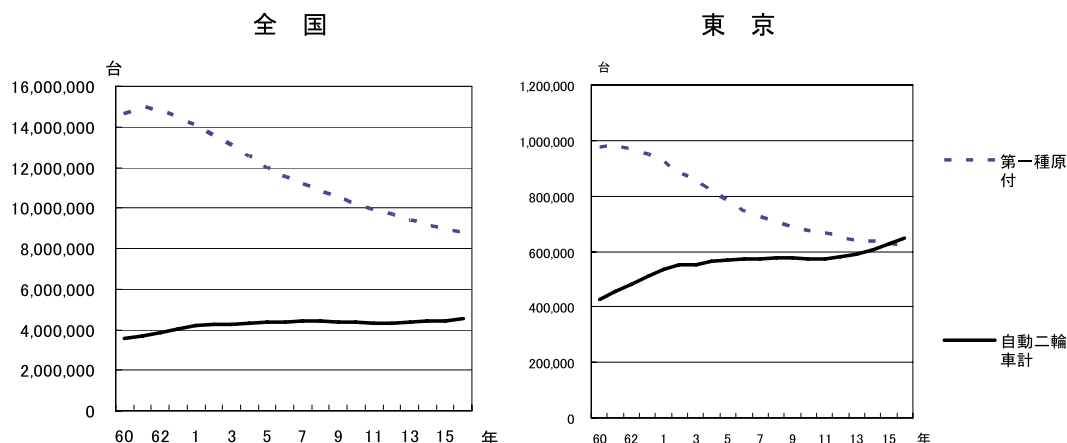
写真-1 路上放置状況

車施設の整備を促進する必要性が生じ、このため、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、昭和32年5月に制定されました。

しかし、当時、喫緊の課題である「自動車=四輪車」の無秩序な路上駐車の解消を目的としており自動二輪車は法の対象になっていませんでした。

また、駅前等の放置自転車対策として、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（通称自転車法）が昭和55年に制定されましたが、自転車と第1種原付（50cc以下）のみが法の対象であり、自動二輪車のみが駐車場に関する法的根拠を持たな

表-1 バイク保有台数推移



い状態が長く続いていました。

そのような中、全国的には第1種原付の保有台数は減少傾向にあります。自動二輪車（51cc以上）について、特に大都市においては、交通渋滞等の影響をあまり受けない、目的地前まで走行できるなどその利便性から増加傾向にあり（表-1参照）、自動二輪車について駐車に関する対策を強化する必要が生じてきました。

(2) 法改正の内容

今回の法改正は、駐車場法第2条第4項中の「第2条第1項第9号の自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）以外のもの」を「第2条第1項第9号に規定する自動車」に改め、駐車場法の「自動車」の定義に「自動二輪車」を含めることとしたものです。

表-2 二輪車等に関する各種法令上の区分表

(◎：法改正により適用)

種類	排気量	法的車両区分		駐車に関する法の規定		
		道路交通法	道路運送車両法	車庫法	駐車場法	自転車法
自転車	-	自転車 (軽車両)	-	×	×	○
	~50cc	原付	第一種原付	×	×	○
動力付 二輪車	51cc~125cc	普通自二	第二種原付	×	◎	×
	126cc~250cc		軽自二	×	◎	×
	251cc~400cc		小型自二	×	◎	×
	400cc超			大型自二	×	◎
上記以外(普通自動車等)			○	○	×	

(3) 法改正による効果

駐車場法の対象となる自動車の定義に自動二輪車を含めることにより、自動二輪車の駐車施設について、次に掲げる効果などが生じることとなり、自動二輪車の駐車施設の整備促進や適正な管理が行われることとなります。

- ①自動二輪車を含む自動車交通が著しく輻輳する地区等について、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。
- ②自動二輪車の駐車需要を加味した駐車場整備計画に基づき、路上駐車場及び路外駐車場の計画的整備が図られる。
- ③一定規模以上の路外駐車場に自動二輪車の駐車も考慮した構造及び設備の基準への適合義務が生じる。
- ④都市計画区域内にある一定規模以上の駐車場で駐車料金を徴収するものを設置する者は、設置の届出、管理規程の届出等の義務が生じる等、都道府県知事の監督に服することになり、自動二輪車の駐車施設も対象となる。

⑤道路又は都市公園の占用許可の特例や、都市計画において定められた路外駐車場を設置する者に対する必要な資金の融通など、助成措置の対象となる。

⑥附置義務駐車施設の対象車種に自動二輪車を含めることができる。

3. 駐車場法施行令の一部改正

(1) 施行令改正

駐車場法は、これまで自動二輪車を対象としていなかったことから駐車場法第11条の規定に基づく施行令に定める路外駐車場の構造及び設備の基準について自動二輪車を含めたものに見直す必要があります。

①見直し検討の視点

四輪車と自動二輪車の特性の違いに留意して、利用上及び管理上の安全並びに周辺道路交通の円滑化の観点から、検討を行いました。

とくに車体寸法、安定性、乗車姿勢、走行特性など、四輪車と自動二輪車の基本的な差異と駐車場の構造等との関係を中心に検討しました。

その際、四輪車と自動二輪車の混在・併設駐車場、原動機付自転車と自動二輪車の混在・併設駐車場及び自動二輪車専用の駐車場など、多様な駐車場の形態があることを前提とし、そのため「自動二輪車を受入れる場合」と、「専ら自動二輪車の駐車のために供する場合」の両方の規定があり得ることとして検討を行いました。

②検討の対象

駐車場法施行令の第6条から第15条（路外駐車場の構造及び設備の基準）に定められた事項のうち、自動二輪車の収容に対応するため、見直しの検討が必要と考えられるものを対象としました。

なお、同施行令に定めのない事項及び「標準駐車場条例」(H16. 7. 2都市・地域整備局長通知)や「駐車場管理規程例」(H17. 01. 26街路課長通知)に定められた事項についても、構造・設備に関連し、見直しの検討が必要と考えられるものについては、併せて検討対象としました。

表-3 路外駐車場の構造及び設備基準等に関する検討方法及び検討事項

検討方法	法令等	条項	検討事項
(ア) 図上で確認	駐車場法施行令	7条1項5号	幅員6m未満の道路への出口・入口の設置禁止
		7条6項	必要があるときは出口・入口にすみ切りをし、切取線の長さは1.5m以上
		7条7項	出口から2m後退した位置において、左右に各60度以上の視界を確保
		8条3項1号	車路のほり下の高さ 2.3m以上
		9条	駐車部分のほり下高さ 2.1m以上
	標準条例	29条	駐車ますの幅2.3m以上、奥行5m以上
(イ) データまたは規格により確認	駐車場法施行令	8条2項	車路の幅員は5.5m以上（一方通行3.5m（料金所周辺2.75m））
		8条3項2号	車路の屈曲部の内のり回転半径 5.0m以上
		12条	10回/時以上の交換能力の換気装置、または設置床面積の1/10以上の有効開口部を設置
		規定なし	自動二輪車の駐車部分の勾配基準
(ウ) 実績から確認	駐車場法施行令	8条3項3号	車路の傾斜部の縦断勾配 17%以下
(エ) その他	駐車場法施行令	8条3項4号	車路の傾斜部の路面は粗面、又は滑りにくい材料で仕上げ
		11条	自動二輪車の駐車部分の防火区画に係る基準
		13条	次の照度の照明装置を設置 ①車路の路面 10ルクス以上、②駐車部分の床面 2ルクス以上
	規定なし		地震時の安全性の基準
			自動二輪車に係るバリアフリーの基準
			自動二輪車の料金所等の勾配に係る基準

③検討の方法（表-3参照、条項については改正前）

- (ア) 図上で確認：自動二輪車及び乗員の標準的な寸法等により、必要な基準を算定する。
- (イ) データまたは規格により確認：自動二輪車に関するデータまたは規格により、基準を設定する。
- (ウ) 実績から確認：すでに自動二輪車を受入れている駐車場の利用実績から確認する。
- (エ) その他：四輪車と自動二輪車の特性の検討、他の規程例等を参考とした検討などを行う。

(2) 施行令改正の内容

以上の検討を行った結果、自動二輪車専用駐車場又は駐車場のうち専ら自動二輪車の駐車の用に供する部分の技術的基準として、四輪車とは大きく異なる車体寸法、走行性に関わる以下の基準の追加を行い、駐車場法施行令は平成18年11月30日に施行されました。

- ①駐車場法施行令第7条第1項第5号イ（図-1参照）
出口付近の構造は、当該出口から1.3メートル後退し

た車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を認識できるようにすること。

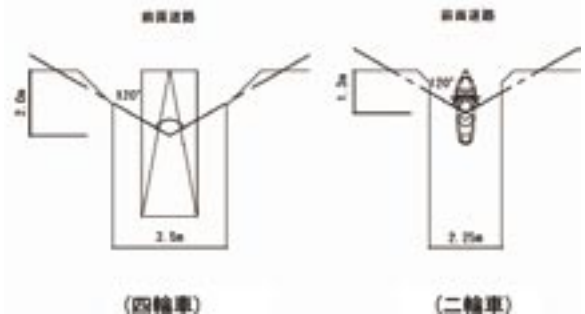


図-1 駐車場法施行令改正参考図

- ②駐車場法施行令第8条第1項第2号ハ（図-2参照）
車路の幅員は3.5メートル以上とすること。
- ③駐車場法施行令第8条第1項第2号イ及びロ（図-2参照）
一方通行の車路の幅員は2.25メートル以上（ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられてお

り、かつ、歩行者の通行のように供しない部分にあっては、1.75メートル以上) とすること。

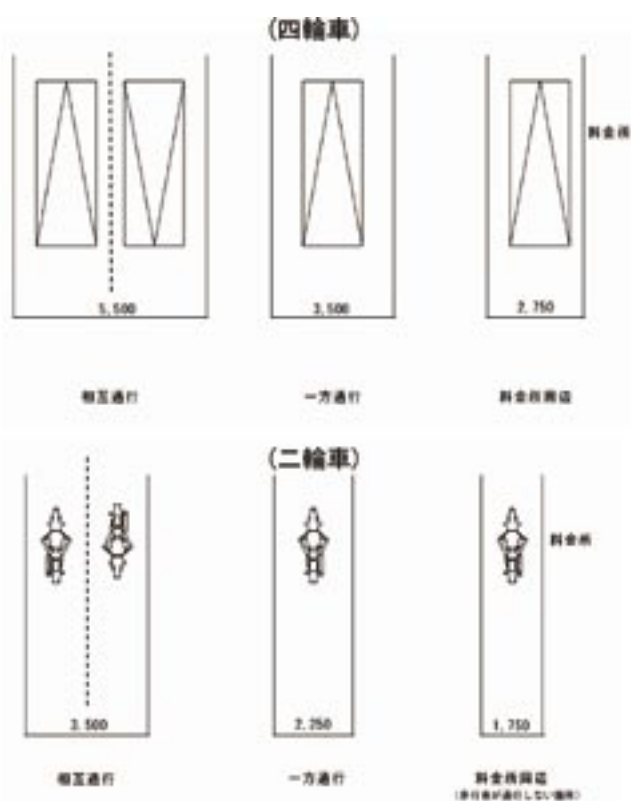


図-2 駐車場法施行令改正参考図2

- ④駐車場法施行令第8条第1項第3号ロ (図-3参照)
 屈曲部では、自動二輪車を3メートル以上の内のり半径で回転させることができる構造であること。

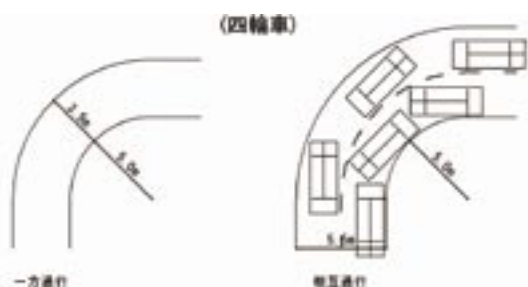


図-3 駐車場法施行令改正参考図3

4. おわりに

駐車場法改正及び駐車場法施行令改正が施行されましたが、これまで、駐車場に駐車する習慣の無かった自動二輪車ドライバーに対してどのようにして駐車場へ自動二輪車の駐車を誘導するかなどの自動二輪車の適正な駐車のための課題は残されています。

また、平成18年6月の駐車違反取り締まり方法の変更に伴い、供給数が絶対的に少ない自動二輪車駐車場整備が急務となっています。

今回の駐車場法施行令改正にあわせて、標準駐車場条例も改正され、新たに自動二輪車のための駐車施設の附置等について定められました。

駐車場法改正が、大都市をはじめとした中心市街地において、交通渋滞解消、都市景観の向上等の一役を担うことは間違いありません。

これら施策の実施部隊である地方公共団体において、早急の条例の制定及び施策の実施が望まれます。



写真-2 自動二輪車駐車場